

令和8年度 市民税・県民税申告の手引き

市民税・県民税の申告につきましては、この手引きを参考のうえ、令和7年中（1月から12月まで）の所得及び所得控除について申告書を作成し、申告期限（**令和8年3月16日**）までに提出していただきますようお願いします。

◎申告をする必要がある人

次の①～③のすべてに該当する人は、市県民税の申告をする必要があります。

- ① 令和8年1月1日に総社市内に住んでいた人
- ② 令和7年中（令和7年1月1日～令和7年12月31日）に所得があった人
- ③ 下記の「申告をする必要がない人」に該当しない人

※ 所得税において、「給与所得がある人で給与所得以外の所得が20万円以下」または「公的年金等の所得がある人で公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下」のときは、確定申告をする必要はありませんが、市県民税の申告が必要です。

※ 所得がなかった人でも、国民健康保険などに加入している人、福祉・教育関係の制度等において所得の申告が必要な人や課税（所得）証明書が必要な人は、市県民税の申告が必要です。

◎申告をする必要がない人

次に該当する人は、市県民税の申告をする必要がありません。

- ① 所得税の確定申告書を提出した人
- ② 給与所得または公的年金等に係る所得のみの人
ただし、下記の場合は申告が必要です。
 - ・ 源泉徴収票に記載されていない控除を追加で受ける場合
 - ・ 勤務先から総社市に給与支払報告書が提出されていない場合
 - ・ 令和7年の中途で退職し、年末調整を受けていない場合

◎申告に必要なもの

- ・ マイナンバーカード（個人番号カード）、または個人番号が記載された住民票の写しと本人確認書類
※本人、配偶者、扶養親族等のマイナンバーの記入が必要です。
- ・ 給与の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票（給与収入や公的年金収入がある人）
- ・ 収支内訳書（事業（営業等・農業）所得者・不動産所得者は、あらかじめ収支内訳書の作成をお願いします。）
※事業所得・不動産所得または山林所得を有する人は、帳簿と帳簿書類の保存が必要です。
- ・ その他所得金額を証明できるもの
- ・ 各種控除を受けるための書類（国民年金支払証明書、医療費控除の明細書または医療費通知、生命保険料支払証明書、日本国外に居住する扶養親族に係る書類など）

市民税・県民税の申告についてのお問い合わせ先・提出先

〒719-1192 総社市中央一丁目1番1号

総社市役所税務課市民税係 TEL 0866-92-8234

開庁時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土日、祝日は閉庁）

記載例

表面

令和8年度 市民税・県民税申告書

表面	現住所	総社市中央一丁目1番1号	指定番号												
			申告区分												
総社市長様	1月1日現在の住所	同上	電話番号	0866-***-****											
	フリガナ	ソウジヤ タロウ	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
	提出年月日	氏名	総社 太郎												
年	月	日	生年月日	明・大昭 平・令	35	・	1	・	1	世帯主の氏名	総社 太郎	続柄	本人	業種又は職業	会社員

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除		社会保険の種類		支払った保険料	
		国民健康保険		208,800	
		介護保険		61,200	
		合 計		270,000	
生命保険料控除		新生命保険料の計		旧生命保険料の計	
		円		円	
		新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	
		円		円	
地震保険料控除		介護医療保険料の計		円	
		円		円	
		地震保険料の計		旧長期損害保険料の計	
		10,000		円	
寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除		⑯ □ 寡婦控除		⑯ □ ひとり親控除	
		□ 死別 □ 生死不明		(学校名)	
障害者控除		□ 離婚 □ 未帰還			
		⑰ □ ソウジヤ イチロウ		障害の程度	
		1 氏名		身体 3	
		総社 一郎			
		個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6			
配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者		⑲ □ ソウジヤ ハナコ		障害の程度	
		2 氏名			
		総社 花子			
		個人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8		明・大 33・9・1 平・令 0	
扶養控除・特定観族特別控除		配偶者の合計所得金額		同一計配偶者(控除対象配偶者を除く。)	
		個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6			
扶養控除・特定観族特別控除		⑳ □ ソウジヤ ジロウ		同居・別居の区分	
		1 氏名		□ 同居 □ 別居	
		総社 二郎		統納 父	
		個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 7 7		同居・別居の区分	
扶養控除・特定観族特別控除		□ 同居 □ 别居		□ 同居 □ 别居	
		3 氏名		統納 子	
		総社 三郎		同居・別居の区分	
		個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 7 7		□ 同居 □ 别居	
扶養控除・特定観族特別控除		□ 同居 □ 别居		統納 特親	
		4 氏名		□ 同居 □ 别居	
		総社 四郎		統納 特親	
		個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 7 7		同居・別居の区分	
扶養控除・特定観族特別控除		□ 同居 □ 别居		□ 同居 □ 别居	
		5 氏名		統納 特親	
		総社 五郎		同居・別居の区分	
		個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 7 7		□ 同居 □ 别居	
扶養控除・特定観族特別控除		□ 同居 □ 别居		統納 特親	
		6 氏名		□ 同居 □ 别居	
		総社 六郎		統納 特親	
		個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 7 7		同居・別居の区分	
扶養控除・特定観族特別控除		□ 同居 □ 别居		□ 同居 □ 别居	
		7 氏名		統納 特親	
		総社 七郎		同居・別居の区分	
		個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 7 7		□ 同居 □ 别居	
扶養控除・特定観族特別控除		□ 同居 □ 别居		統納 特親	
		8 氏名		□ 同居 □ 别居	
		総社 八郎		統納 特親	
		個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 7 7		同居・別居の区分	
扶養控除・特定観族特別控除		□ 同居 □ 别居		□ 同居 □ 别居	
		9 氏名		統納 特親	
		総社 九郎		同居・別居の区分	
		個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 7 7		□ 同居 □ 别居	
扶養控除・特定観族特別控除		□ 同居 □ 别居		統納 特親	
		10 氏名		□ 同居 □ 别居	
		総社 十郎		統納 特親	
		個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 7 7		同居・別居の区分	
扶養控除・特定観族特別控除		□ 同居 □ 别居		□ 同居 □ 别居	
		11 氏名		統納 特親	
		総社 十一郎		同居・別居の区分	
		個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 7 7		□ 同居 □ 别居	
扶養控除・特定観族特別控除		□ 同居 □ 别居		統納 特親	
		12 氏名		□ 同居 □ 别居	
		総社 十二郎		統納 特親	
		個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 7 7		同居・別居の区分	
扶養控除・特定観族特別控除		□ 同居 □ 别居		□ 同居 □ 别居	
		13 氏名		統納 特親	
		総社 十三郎		同居・別居の区分	
		個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 7 7		□ 同居 □ 别居	
扶養控除・特定観族特別控除		□ 同居 □ 别居		統納 特親	
		14 氏名		□ 同居 □ 别居	
		総社 十四郎		統納 特親	
		個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 7 7		同居・別居の区分	
扶養控除・特定観族特別控除		□ 同居 □ 别居		□ 同居 □ 别居	
		15 氏名		統納 特親	
		総社 十五郎		同居・別居の区分	
		個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 7 7		□ 同居 □ 别居	
扶養控除・特定観族特別控除		□ 同居 □ 别居		統納 特親	
		16 氏名		□ 同居 □ 别居	
		総社 十六郎		統納 特親	
		個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 7 7		同居・別居の区分	
扶養控除・特定観族特別控除		□ 同居 □ 别居		□ 同居 □ 别居	
		17 氏名		統納 特親	
		総社 十七郎		同居・別居の区分	
		個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 7 7		□ 同居 □ 别居	
扶養控除・特定観族特別控除		□ 同居 □ 别居		統納 特親	
		18 氏名		□ 同居 □ 别居	
		総社 十八郎		統納 特親	
		個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 7 7		同居・別居の区分	
扶養控除・特定観族特別控除		□ 同居 □ 别居		□ 同居 □ 别居	
		19 氏名		統納 特親	
		総社 十九郎		同居・別居の区分	
		個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 7 7		□ 同居 □ 别居	
扶養控除・特定観族特別控除		□ 同居 □ 别居		統納 特親	
		20 氏名		□ 同居 □ 别居	
		総社 二十郎		統納 特親	
		個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 7 7		同居・別居の区分	
扶養控除・特定観族特別控除		□ 同居 □ 别居		□ 同居 □ 别居	
		21 氏名		統納 特親	
		総社 二十一郎		同居・別居の区分	
		個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 7 7		□ 同居 □ 别居	
扶養控除・特定観族特別控除		□ 同居 □ 别居		統納 特親	
		22 氏名		□ 同居 □ 别居	
		総社 二十二郎		統納 特親	
		個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 7 7		同居・別居の区分	
扶養控除・特定観族特別控除		□ 同居 □ 别居		□ 同居 □ 别居	
		23 氏名		統納 特親	
		総社 二十三郎		同居・別居の区分	
		個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 7 7		□ 同居 □ 别居	
扶養控除・特定観族特別控除		□ 同居 □ 别居		統納 特親	
		24 氏名		□ 同居 □ 别居	
		総社 二十四郎		統納 特親	
		個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 7 7		同居・別居の区分	
扶養控除・特定観族特別控除		□ 同居 □ 别居		□ 同居 □ 别居	
		25 氏名		統納 特親	
		総社 二十五郎		同居・別居の区分	
		個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 7 7		□ 同居 □ 别居	
扶養控除・特定観族特別控除		□ 同居 □ 别居		統納 特親	
		26 氏名		□ 同居 □ 别居	
		総社 二十六郎		統納 特親	
		個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 7 7		同居・別居の区分	
扶養控除・特定観族特別控除		□ 同居 □ 别居		□ 同居 □ 别居	
		27 氏名		統納 特親	
		総社 二十七郎		同居・別居の区分	
		個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 7 7		□ 同居 □ 别居	
扶養控除・特定観族特別控除		□ 同居 □ 别居		統納 特親	
		28 氏名		□ 同居 □ 别居	
		総社 二十八郎			

分離課税に係る所得等のある方は「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出してください。

当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。

1 6 歳 未 満 の 扶 養 親 族 (控 除 対 象 外)	姓 名	生年 月日				平・令			同居・ 別居の 区分		<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 統 柄
	姓 名												
2	姓 名	生年 月日				平・令			同居・ 別居の 区分		<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 統 柄
	姓 名												
3	姓 名	生年 月日				平・令			同居・ 別居の 区分		<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 統 柄
	姓 名												

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

⑦ 雜損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
		・	・
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損額のうち災害関連支出の金額
	円	円	円
⑧ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額	円
	200,000	円	50,000

		世帯番号			
		宛名番号			
		指定番号			
		申告区分			
		電話番号	0866-**-****		
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2				
会社員	会社員	業種又は職業	本人	統柄	会社員
会社員	会社員	業種又は職業	本人	統柄	会社員
1 収 入 金 額 等	事 業	営業等	ア		
	農業	イ	4~5ページ		
	不動産	ウ			
	利子	エ			
	配当	オ			
	給与	力	(内専給 1 5 0 0 0 0 0)		
	公的年金等	キ	2 5 0 0 0 0 0		
	雜業務	ク			
	その他	ケ			
	短期	コ			
	長期	サ			
	一時	シ	1 0 0 0 0 0 0		
	事 業	営業等	①		
2 所 得 金 額	農業	②			
	不動産	③			
	利子	④			
	配当	⑤			
	給与	⑥	7 5 0 0 0 0		
	公的年金等	⑦	1 4 0 0 0 0 0		
	業務	⑧			
	その他	⑨			
	合計	⑩	1 4 0 0 0 0 0		
	総合譲渡・一時	⑪	5 0 0 0 0 0		
4 所 得 か ら 差 し 引 か れ る 金 額	合計	⑫	2 6 5 0 0 0 0		
	社会保険料控除	⑬	2 7 0 0 0 0		
	小規模企業 共済等掛金控除	⑭	6~8ページ		
	生命保険料控除	⑮	3 5 0 0 0		
	地震保険料控除	⑯	5 0 0 0		
	寡婦・ひとり親控除	⑰~ ⑯	0 0 0 0		
	勤労学生・ 障害者控除	⑯~ ⑰	2 6 0 0 0 0		
	配偶者(特別)控除	⑱~ ⑲	3 3 0 0 0 0		
	扶養控除	⑲	3 8 0 0 0 0		
	特定親族特別控除	⑳	4 5 0 0 0 0		
	基礎控除	㉑	4 3 0 0 0 0		
	⑯から㉑までの計	㉒	2 1 6 0 0 0 0		
	雑損控除	㉓			
	医療費控除 区分	㉔	5 0 0 0 0		
	合計(㉒+㉓+㉔)	㉕	2 2 1 0 0 0 0		

地方税法附則第4条の5(セルフメディケーション税制)の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方に給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

- 給与から差引き(特別徴収)
- 自分で納付(普通徴収)

給与・公的年金以外の納税方法の選択

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日 給	勤務 日数	月 収		
1		円	円		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞 与 等		円			
合 計					
法人番号又は 所 在 地					
勤 務 先 名					
電 話 番 号					

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短 期	円	円	円	イ ロ	円
	長 期					
一 時		5,000,000	3,500,000	1,500,000	500,000	ハ 1,000,000
右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。				二 合計 什 [(ロ+ハ)×1/2]	500,000	

11 事業専従者に関する事項

1	フリガナ	統柄		生年 月日	明・大・昭 平・令	・ ・	専従者給与 (控除)額	
	氏 名							
	個人番号							
2	フリガナ	統柄		昭	・ ・	専従者給与 (控除)額		
	氏 名							
	個人番号							
3	フリガナ	統柄		生年 月日	明・大・昭 平・令	・ ・	専従者給与 (控除)額	
	氏 名							
	個人番号							
所得税における青色申告の承認の有無					承認あり・承認なし	合計額		

8ページ

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額	円
損益通算の特例適用前の不動産所得		円
資産の種類		
事業用資産の譲渡損失など	損失額、被災損失額(百)	円
前年中の開廃業	開始・廃止	
	月	日
□ 他都道府県の事務所等		

12 別居の扶養親族等に関する事項

1	フリガナ	個人 番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6	住所	総社市△△△		国外 居住	□配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払
	氏 名							
	総社 一郎							
2	フリガナ	個人 番号		住所			国外 居住	□配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払
	氏 名							
	7ページ							
3	フリガナ	個人 番号		住所			国外 居住	□配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払
	氏 名							
	3							

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	5,000	円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)		
条例指定分	都道府県	9ページ
	市区町村	

15 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	統柄		4ページ	・	特別障害者に 該当する場合	級 度	別居の場 合の住所
氏 名							
個人番号							

◎市民税・県民税申告書の書き方

1 収入金額等

種類	収入金額	必要経費	所得金額	記入欄												
事業 営業等	卸売業, 小売業, 製造業, 建設業, 飲食業, サービス業, 各種外交員, 医師, 弁護士, 内職など個人の事業から生ずる所得	販売した商品の原価, 雇人費, 租税公課, 地代, 家賃, 減価償却費, 水道光熱費など		アと① 裏面7												
事業 農業	農産物の生産, 果樹の栽培, 家畜の飼育などの事業から生ずる収入の合計額	種苗代, 農薬代, 肥料代, 減価償却費, 家畜の飼料など		イと② 裏面7												
不動産	貸地, 貸駐車場, 家賃, 貸間代, 土地や家屋の権利金, 頭金などによる収入の合計額	固定資産税, 損害保険料, 修繕費, 減価償却費, 借入金利子など	収入金額 - 必要経費	ウと③ 裏面7												
利子	源泉徴収されない利子(日本国外の銀行に預けた預金利子など)の金額	必要経費はありません。		エと④												
配当	株式や出資の配当金, 剰余金の分配金, 証券投資信託の収益の分配金など	株式や出資などの元本を取得するために借り入れた負債利子		オと⑤ 裏面8												
給与	給与, 賃金, 賞与, 歳費及び事業専従者給与などの収入の合計額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>給与等収入金額 A</th> <th>給与所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,900,000円未満</td> <td>A - 650,000円(マイナスの場合は0円)</td> </tr> <tr> <td>1,900,000円 ~ 3,599,999円</td> <td>A ÷ 4 = B (千円未満切捨て)</td> </tr> <tr> <td>3,600,000円 ~ 6,599,999円</td> <td>B × 2.8 - 80,000円 B × 3.2 - 440,000円</td> </tr> <tr> <td>6,600,000円 ~ 8,499,999円</td> <td>A × 0.9 - 1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>8,500,000円以上</td> <td>A - 1,950,000円</td> </tr> </tbody> </table>			給与等収入金額 A	給与所得金額	1,900,000円未満	A - 650,000円(マイナスの場合は0円)	1,900,000円 ~ 3,599,999円	A ÷ 4 = B (千円未満切捨て)	3,600,000円 ~ 6,599,999円	B × 2.8 - 80,000円 B × 3.2 - 440,000円	6,600,000円 ~ 8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000円	8,500,000円以上	A - 1,950,000円	カと⑥ 裏面6
給与等収入金額 A	給与所得金額															
1,900,000円未満	A - 650,000円(マイナスの場合は0円)															
1,900,000円 ~ 3,599,999円	A ÷ 4 = B (千円未満切捨て)															
3,600,000円 ~ 6,599,999円	B × 2.8 - 80,000円 B × 3.2 - 440,000円															
6,600,000円 ~ 8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000円															
8,500,000円以上	A - 1,950,000円															
	※源泉徴収票がない人は、申告書裏面「6 給与所得の内訳」を記入してください。															
給与	○所得金額調整控除 次の(ア)(イ)に該当する場合は、各算式で求めた控除額それぞれを、上記の表で求めた給与所得金額から差し引いた額が給与所得金額となります。 (ア) 給与等収入金額が850万円を超える人で、次の①~③のいずれかに該当する場合 ① あなた自身が特別障害者に該当する場合 ② 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合 ③ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合 <控除額> (給与等収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10% (イ) 給与所得と公的年金等の所得の両方を有する人で、給与所得金額と公的年金等の所得の合計額が10万円を超える場合 <控除額> 給与所得金額(10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等の所得(10万円を超える場合は10万円) - 10万円															

種類	収入金額		必要経費		所得金額	記入欄	
公的年金等 雜	国民年金、厚生年金、共済年金、恩給(一時恩給を除く)などの収入の合計額 ※個人年金、互助年金は、公的年金等ではなく、その他の雑所得になります。 ※遺族年金、障害年金は非課税所得のため含まれません。					キと⑦	
	65歳未満 〔昭和36年1月2日以後に生まれた人〕	受給者の年齢 公的年金等 収入金額 A	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額				
			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超		
		130万円未満 130万円以上 410万円未満 410万円以上 770万円未満 770万円以上 1,000万円未満 1,000万円以上	A-600,000円 (マイナスの場合は0円)	A-500,000円 (マイナスの場合は0円)	A-400,000円 (マイナスの場合は0円)		
			A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円		
			A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円		
	65歳以上 〔昭和36年1月1日以前に生まれた人〕	330万円未満 330万円以上 410万円未満 410万円以上 770万円未満 770万円以上 1,000万円未満 1,000万円以上	A-1,100,000円 (マイナスの場合は0円)	A-1,000,000円 (マイナスの場合は0円)	A-900,000円 (マイナスの場合は0円)		
			A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円		
			A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円		
			A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円		
			A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円		
業務	原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得		交通費、調査研究費など収入を得るために支出した金額		収入金額-必要経費	クと⑧ 裏面9	
その他	上記(公的年金等・業務)以外の他の所得にあてはまらない所得(個人年金など)		掛金など収入を得るために支出した金額		収入金額-必要経費	ケと⑨ 裏面9	
総合譲渡	土地建物、株式、先物以外の資産(機械・車両など)の譲渡による収入の合計額(所有期間が5年以内は短期、5年超は長期となります。)		譲渡した資産の取得価格、設備費、改良費、譲渡に関する必要経費など		収入金額-必要経費 -※特別控除額 (※上限50万円)	コ・サ と⑪ 裏面10	
一時	生命保険、学資保険又は養老保険の満期返戻金等、賞金、懸賞当せん金などの一時金収入の合計額		収入を得るために支出した金額		収入金額-必要経費 -※特別控除額 (※上限50万円)	シと⑪ 裏面10	

2 所得から差し引かれる金額(所得控除)

控除の種類	控除額の計算方法及び控除額等	記入欄																				
社会保険料控除	<p>あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料等を、あなたが前年中に支払った場合 ※国民年金保険料は証明書等が必要です。 <控除額>支払った金額</p>	⑬																				
小規模企業共済等掛金控除	<p>あなたが前年中に支払った小規模企業共済法に規定された共済契約(旧第二種共済契約を除く)掛金、心身障害者扶養共済、確定拠出年金法に基づく企業型又は個人型年金加入者掛金がある場合 ※領収書等が必要です。 <控除額>支払った金額</p>	⑭																				
生命保険料控除	<p>受取人があなたか、配偶者、その他の親族となっている一般の生命保険契約等及び個人年金保険契約等、介護医療保険契約等(平成24年1月1日以降に締結した保険契約)に基づいて、あなたが前年中に支払った保険料がある場合 ※控除証明書が必要です。 <控除額></p> <table border="1"> <tr> <td>それぞれの保険料の計</td> <td>控除額</td> </tr> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>保険料支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>保険料支払額×1/2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以下</td> <td>保険料支払額×1/4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> </tr> </table> <p>②旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約)</p> <table border="1"> <tr> <td>それぞれの保険料の計</td> <td>控除額</td> </tr> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>保険料支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超 40,000円以下</td> <td>保険料支払額×1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 70,000円以下</td> <td>保険料支払額×1/4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円</td> </tr> </table> <p>※一般の生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)が控除額となります。 ※一般の生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の両方がある場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)が控除額となります。 ※申告書左側「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑮生命保険料控除の欄には、支払った保険料の計を記入し、右下「4 所得から差し引かれる金額」の⑮生命保険料控除の欄には、上記の表により計算した控除額を記入してください。</p>	それぞれの保険料の計	控除額	12,000円以下	保険料支払額の全額	12,000円超 32,000円以下	保険料支払額×1/2 + 6,000円	32,000円超 56,000円以下	保険料支払額×1/4 + 14,000円	56,000円超	28,000円	それぞれの保険料の計	控除額	15,000円以下	保険料支払額の全額	15,000円超 40,000円以下	保険料支払額×1/2 + 7,500円	40,000円超 70,000円以下	保険料支払額×1/4 + 17,500円	70,000円超	35,000円	⑮
それぞれの保険料の計	控除額																					
12,000円以下	保険料支払額の全額																					
12,000円超 32,000円以下	保険料支払額×1/2 + 6,000円																					
32,000円超 56,000円以下	保険料支払額×1/4 + 14,000円																					
56,000円超	28,000円																					
それぞれの保険料の計	控除額																					
15,000円以下	保険料支払額の全額																					
15,000円超 40,000円以下	保険料支払額×1/2 + 7,500円																					
40,000円超 70,000円以下	保険料支払額×1/4 + 17,500円																					
70,000円超	35,000円																					
地震保険料控除	<p>あなたが地震保険契約、旧長期損害保険契約に基づいて前年中に支払った保険料がある場合 ※控除証明書が必要です。</p> <p><控除額></p> <p>①地震保険契約 保険料支払額の2分の1(限度額25,000円) ②旧長期損害保険契約 平成18年12月31日までに締結した保険期間が10年以上であって、満期返戻金があり契約の変更をしていない長期損害保険契約に係る保険料</p> <table border="1"> <tr> <td>旧長期損害保険料の計</td> <td>控除額</td> </tr> <tr> <td>5,000円以下</td> <td>保険料支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超 15,000円以下</td> <td>保険料支払額 × 1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> </table> <p>※①と②が両方ある場合は①と②の合計額(限度額25,000円)となります。ただし、同一契約の中に①と②がある場合はどちらか片方の適用となります。</p> <p>※申告書左側「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑯地震保険料控除の欄には、支払った保険料の計を記入し、右下「4 所得から差し引かれる金額」の⑯地震保険料控除の欄には、上記の表により計算した控除額を記入してください。</p>	旧長期損害保険料の計	控除額	5,000円以下	保険料支払額の全額	5,000円超 15,000円以下	保険料支払額 × 1/2 + 2,500円	15,000円超	10,000円	⑯												
旧長期損害保険料の計	控除額																					
5,000円以下	保険料支払額の全額																					
5,000円超 15,000円以下	保険料支払額 × 1/2 + 2,500円																					
15,000円超	10,000円																					
寡婦控除	<p>あなたが次の①②のいずれかに該当する場合(ひとり親控除に該当する場合を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①夫と離婚した後婚姻をしていない人のうち、次に掲げるすべての要件を満たす人 <ul style="list-style-type: none"> ・扶養親族を有すること ・合計所得金額が500万円以下であること ・あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと ②夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死の明らかでない人のうち、次に掲げるすべての要件を満たす人 <ul style="list-style-type: none"> ・合計所得金額が500万円以下であること ・あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと <p><控除額> 26万円</p>	⑰																				

控除の種類	控除額の計算方法及び控除額等	記入欄																																																																								
ひとり親控除	<p>あなたが現に婚姻をしていない又は配偶者の生死の明らかでない場合で、次の①～③のすべての要件に該当する場合</p> <p>① あなたと生計を一にする子(前年の総所得金額等が58万円以下で、他の納税者の扶養親族等とされていない子に限る)を有すること</p> <p>② 合計所得金額が500万円以下であること</p> <p>③ あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと</p> <p><控除額> 30万円</p>	⑯																																																																								
勤労学生控除	<p>あなたが学生・生徒で給与所得などの勤労による所得を有し、前年中の合計所得金額が85万円以下(そのうち勤労によらない所得が10万円以下)である場合</p> <p>※在学証明書等が必要です。</p> <p><控除額> 26万円</p>	⑰																																																																								
障害者控除	<p>(ア) 普通障害者</p> <p>あなたやあなたの同一生計配偶者又は控除対象扶養親族(16歳未満の扶養親族を含む)が次の①～④のいずれかに該当する場合 (下記(イ)特別障害者以外の場合)</p> <p>①身体障害者手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている人</p> <p>②児童相談所、精神保健福祉センターなどで知的障害者と判断された人</p> <p>③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人</p> <p>④障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている人</p> <p><控除額> 26万円</p> <p>(イ) 特別障害者</p> <p>次の①～④のいずれかに該当する場合</p> <p>①身体障害者手帳1級、2級の人、戦傷病者手帳第3項までの人</p> <p>②児童相談所、精神保健福祉センターなどで重度の知的障害者と判断された人</p> <p>③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人</p> <p>④障害の程度が特別障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている人</p> <p><控除額> 30万円 ※特別障害者と同居をしている場合 53万円</p>	⑲																																																																								
配偶者控除・配偶者特別控除	<p>あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者(事業専従者は除く)の前年中の合計所得金額が次の表に該当する場合</p> <p><控除額></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="10">配偶者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>58万円以下</th> <th>※老人控除対象配偶者</th> <th>58万円超 100万円以下</th> <th>100万円超 105万円以下</th> <th>105万円超 110万円以下</th> <th>110万円超 115万円以下</th> <th>115万円超 120万円以下</th> <th>120万円超 125万円以下</th> <th>125万円超 130万円以下</th> <th>130万円超 133万円以下</th> <th>133万円超</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="10">配偶者特別控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="3">合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <td>33万円</td> <td>38万円</td> <td>33万円</td> <td>31万円</td> <td>26万円</td> <td>21万円</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> <td>3万円</td> <td rowspan="3">なし</td> </tr> <tr> <th>900万円超 950万円以下</th> <td>22万円</td> <td>26万円</td> <td>22万円</td> <td>21万円</td> <td>18万円</td> <td>14万円</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <th>950万円超 1,000万円以下</th> <td>11万円</td> <td>13万円</td> <td>11万円</td> <td>11万円</td> <td>9万円</td> <td>7万円</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※老人控除対象配偶者…昭和31年1月1日以前生まれの配偶者(70歳以上)</p>			配偶者の合計所得金額												58万円以下	※老人控除対象配偶者	58万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下	133万円超			配偶者特別控除額										合計所得金額	900万円以下	33万円	38万円	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	なし	900万円超 950万円以下	22万円	26万円	22万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円	11万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	⑳ または ㉑
		配偶者の合計所得金額																																																																								
		58万円以下	※老人控除対象配偶者	58万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下	133万円超																																																														
		配偶者特別控除額																																																																								
合計所得金額	900万円以下	33万円	38万円	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	なし																																																														
	900万円超 950万円以下	22万円	26万円	22万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円																																																															
	950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円	11万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円																																																															
扶養控除	<p>あなたと生計を一にする16歳以上の親族(配偶者及び事業専従者は除く)のうち前年中の合計所得金額が58万円以下の親族がいる場合</p> <p>※16歳未満の扶養親族について扶養控除の適用はありませんが、市民税・県民税の算定には必要な項目(非課税の判定、寡婦・ひとり親の判定、障害者控除の適用等)ですので、対象者がいる場合、申告書の「16歳未満の扶養親族」欄に記入してください。</p> <p><控除額></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養親族の区分</th> <th>該当者</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般扶養親族</td> <td>16歳以上(平成22年1月1日以前生まれ)で下記以外の人</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族</td> <td>19歳以上23歳未満(平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ)の人</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養親族</td> <td>70歳以上(昭和31年1月1日以前生まれ)の人</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>老人扶養のうち、あなたやあなたの配偶者の(祖)父母等で同居を常としている人</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>16歳未満の扶養親族</td> <td>16歳未満(平成22年1月2日以後生まれ)の人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※日本国内に住所を有しない親族を扶養親族等として控除を受ける場合には、親族関係書類及び送金関係書類を市民税・県民税申告書に添付して提出又は提示することが義務化されました。ただし、給与所得者が、年末調整の際に提出又は提示している場合は、これを省略することができます。</p> <p>※30歳以上70歳未満の国外居住親族を扶養控除の対象とする場合は、次のいずれかに該当する必要があります。</p> <p>①留学により非居住者となった人</p> <p>②障害者</p> <p>③扶養控除を申告する納税義務者から、その年における生活費または教育費に充てるための支払を年間38万円以上受け取っている人</p>	扶養親族の区分	該当者	控除額	一般扶養親族	16歳以上(平成22年1月1日以前生まれ)で下記以外の人	33万円	特定扶養親族	19歳以上23歳未満(平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ)の人	45万円	老人扶養親族	70歳以上(昭和31年1月1日以前生まれ)の人	38万円	同居老親等	老人扶養のうち、あなたやあなたの配偶者の(祖)父母等で同居を常としている人	45万円	16歳未満の扶養親族	16歳未満(平成22年1月2日以後生まれ)の人		㉒																																																						
扶養親族の区分	該当者	控除額																																																																								
一般扶養親族	16歳以上(平成22年1月1日以前生まれ)で下記以外の人	33万円																																																																								
特定扶養親族	19歳以上23歳未満(平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ)の人	45万円																																																																								
老人扶養親族	70歳以上(昭和31年1月1日以前生まれ)の人	38万円																																																																								
同居老親等	老人扶養のうち、あなたやあなたの配偶者の(祖)父母等で同居を常としている人	45万円																																																																								
16歳未満の扶養親族	16歳未満(平成22年1月2日以後生まれ)の人																																																																									

控除の種類	控除額の計算方法及び控除額等	記入欄																							
特定親族特別控除	<p>あなたと生計を一にする19歳以上23歳未満の親族(配偶者及び事業専従者は除く)のうち前年中の合計所得金額が58万円超123万円以下の親族(特定親族)がいる場合</p> <p><控除額></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="7">特定親族の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>58万円超 95万円以下</th> <th>95万円超 100万円以下</th> <th>100万円超 105万円以下</th> <th>105万円超 110万円以下</th> <th>110万円超 115万円以下</th> <th>115万円超 120万円以下</th> <th>120万円超 123万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定親族特別控除の額</td><td>45万円</td><td>41万円</td><td>31万円</td><td>21万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td><td>3万円</td></tr> </tbody> </table>		特定親族の合計所得金額							58万円超 95万円以下	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 123万円以下	特定親族特別控除の額	45万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円	㉔
	特定親族の合計所得金額																								
	58万円超 95万円以下	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 123万円以下																		
特定親族特別控除の額	45万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円																		
基礎控除	<p>合計所得金額が2,500万円以下のすべての人に適用される控除です。</p> <p><控除額></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>あなたの合計所得金額</th> <th>基礎控除の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	あなたの合計所得金額	基礎控除の額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円	2,500万円超	なし	㉕													
あなたの合計所得金額	基礎控除の額																								
2,400万円以下	43万円																								
2,400万円超 2,450万円以下	29万円																								
2,450万円超 2,500万円以下	15万円																								
2,500万円超	なし																								
雑損控除	<p>あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族(総所得金額等が58万円以下の人)の生活に通常必要な資産が、前年中に災害や盗難などによって損害を受けた場合 ※証明書や領収書等が必要です。</p> <p><控除額>次の①②のいずれか高い方の金額</p> <p>① 差引損失額 $- (\text{総所得金額等の合計額} \times 10\%)$ ② 差引損失額のうち災害関連支出の金額 $- 50,000\text{円}$ ※差引損失額 = 損害金額 + 災害関連支出の金額 - 保険金等により補てんされる金額</p>	㉖																							
医療費控除	<p>あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、あなたが前年中に医療費を支払った場合 ※「医療費控除の明細書」の作成、添付が必要です。</p> <p><控除額> (最高200万円) (支払った医療費 - 保険金等により補てんされる金額) $- (10\text{万円} \text{又は} \text{総所得金額等の合計額の} 5\%) \text{の低い方の金額})$</p>																								
医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)	<p>あなたが健康の保持増進及び疾病の予防への取組として、一定の取組(*)を行っており、あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、あなたが前年中に特定一般医薬品等購入費を支払った場合 ※一定の取組とは、人間ドックやインフルエンザの予防接種など法令に基づき行われる健康の保持増進及び疾病の予防への取組をいいます。 ※「セルフメディケーション税制の明細書」の作成、添付が必要です。 ※セルフメディケーション税制の適用を受けることをを選択した場合は、従来の医療費控除の適用を受けることはできません。</p> <p><控除額> (最高88,000円) $(\text{特定一般用医薬品等購入額}) - (\text{保険金等により補てんされる金額}) - 12,000\text{円}$</p>	㉗																							
事業専従者控除	<p>あなたと生計を一にする配偶者、その他15歳以上の親族が、あなたの事業に原則として年間6か月以上従事した場合、専従者として事業所得・不動産所得又は山林所得から下記の金額が控除されます。</p> <p>※事業専従者として申告した親族を、同一生計配偶者(控除対象配偶者を含む)、配偶者特別控除及び扶養控除の対象とすることはできません。</p> <p><控除額>次の①と②のいずれか少ない金額</p> <p>① 配偶者……86万円 ② $\frac{\text{事業所得} + \text{不動産所得} + \text{山林所得}}{\text{事業専従者の数} + 1}$</p>	裏面11																							

3 税額控除

・寄附金税額控除(申告書裏面14)

対象となる寄附金

① 地方公共団体に対する寄附金(ふるさと納税)

(1) 総務大臣が指定する地方公共団体に対する寄附金(特例控除対象)

(2) (1)以外の地方公共団体に対する寄附金

※ ワンストップ特例制度を申請していても、申告をした場合又は5団体を超える地方公共団体に対してワンストップ特例制度を申請した場合は、適用されません。必ず申告書に必要事項を記入してください。

② 住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社のうち住所所在の都道府県支部に対する寄附金

③ 所得税で寄附金控除の対象となる寄附金のうち岡山県と総社市が条例により指定した団体等に対する寄附金

④ 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち岡山県と総社市が条例により指定した団体等に対する寄附金

上記①～④について2,000円以上の寄附を行った場合、所得割額から次の額が控除されます。

(寄附金(総所得金額の30%が限度) - 2,000円) × 10% (市民税6%, 県民税4%)

①(1)総務大臣が指定する地方公共団体に対して寄附(ふるさと納税)を行った場合、さらに次の額が所得割額から控除されます。(所得割額の20%が限度となります。)

(地方公共団体に対する寄附金 - 2,000円) × (90% - (所得税の税率(0～45%) × 1.021))

【記入について】

「都道府県、市区町村分(特例控除対象)」には、①(1)を記入してください。

「住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)」には、①(2)と②を合計して記入してください。

「条例指定分」には、③～④を合計して記入してください。

・配当控除

配当所得金額 × 税額控除率 = 配当控除額

	課税所得金額	市民税	県民税
利益・配当等	1,000万円以下の部分	1.6%	1.2%
	1,000万円超の部分	0.8%	0.6%

※証券投資信託等の場合は率が異なります。

・住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

前年分の所得税において住宅ローン控除の適用を受けた人のうち、所得税から控除しきれない控除額がある場合には、次の(1)と(2)のいずれか少ない金額が所得割額から控除されます。

(1) 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額

(2) 市民税・県民税の控除限度額

入居年月	平成21年1月～平成26年3月	平成26年4月～令和3年12月	令和4年1月～令和7年12月
控除限度額	A × 5% (最高97,500円)	A × 7% (最高136,500円)	A × 5% (最高97,500円)

※Aは、所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額です。

(注1) 消費税率8%または10%で住宅を取得した場合に限ります。

消費税率5%で住宅を取得した場合の控除限度額は、A × 5% (最高97,500円)です。

(注2) 令和4年中に入居した人のうち特例の延長等に該当する場合の控除限度額は、A × 7% (最高136,500円)です。

・調整控除

合計所得金額が2,500万円以下の場合、次の計算式により計算した額が所得割額から控除されます。

① 合計課税所得金額が200万円以下の場合

次の(1)と(2)のいずれか少ない金額の5%(市民税3%, 県民税2%)

(1) 市民税・県民税と所得税との控除の差の合計額

(2) 合計課税所得金額

② 合計課税所得金額が200万円超2,500万円以下の場合

(市民税・県民税と所得税との控除の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円))の5%(市民税3%, 県民税2%)

※この金額が2,500円未満の場合は、市民税1,500円、県民税1,000円です。

◎市民税・県民税の税額の計算方法

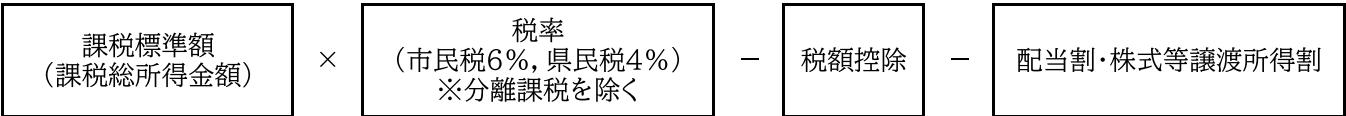
市民税・県民税の税額は、均等割額と所得割額の合計額です。計算は、市民税・県民税それぞれで行います。

・均等割額

4,500円(市民税3,000円、県民税1,500円)

※ 県民税均等割のうち500円は、「おかやま森づくり県民税」として加算されます。

・所得割額



※ 課税標準額(課税総所得金額)

所得金額(収入金額から必要経費を引いたもの)から所得控除額(社会保険料控除、扶養控除、基礎控除などの各種所得控除)を差し引いた残りの金額のことです。

※ 分離課税の所得を申告する場合は、倉敷税務署へ相談してください。

◎森林環境税(国税)

1,000円

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき国内に住所のある個人に対して課税される国税です。1人年額1,000円が課税され、市県民税均等割と併せて市が徴収します。

◎市民税・県民税、森林環境税が課税されない人

均等割・所得割、森林環境税がかからない人

- ・生活保護法によって生活扶助を受けている人
- ・障害者、未成年者(18歳未満)、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下であった人
- ・前年中の合計所得金額が次の算定式で求めた額以下の人
扶養親族等がない人 28万円 + 10万円
扶養親族等がある人 28万円×(1+扶養親族等の数) + 10万円 + 16万8千円

所得割がかからない人(均等割、森林環境税はかかります。)

- ・前年中の総所得金額等が次の算定式で求めた額以下の人
扶養親族等がない人 35万円 + 10万円
扶養親族等がある人 35万円×(1+扶養親族等の数) + 10万円 + 32万円

※ 合計所得金額

次の(1)と(2)の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。なお、申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額です。

(1)事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額
(損益通算後の金額)

(2)総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益通算後の金額)の2分の1の金額

ただし、純損失、雑損失、上場株式等の譲渡損失等の繰越控除を受けている場合は、適用する前の金額をいいます。

※ 総所得金額等

合計所得金額に、上記の繰越控除を適用した後の金額をいいます。

※ 扶養親族等

同一生計配偶者及び扶養親族をいいます。

令和8年度 市民税・県民税申告書

下書き用

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

分離課税に係る所得等のある方は、**市民税・県民税申告書（分離課税等用）**」をあわせて提出してください。

社会保険料控除		社会保険の種類						支払った保険料								
		合計														
生命保険料控除		新生命保険料の計						旧生命保険料の計								
		円						円								
		新個人年金保険料の計						旧個人年金保険料の計								
		円						円								
		介護医療保険料の計														
		円														
地震保険料控除		地震保険料の計						旧長期損害保険料の計								
		円						円								
寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除		⑯ □ 寡婦控除 〔 □死別 □生死不明 □離婚 □未帰還 〕			⑰ □ ひとり親控除			⑯ □ 勤労学生控除 (学校名)								
障害者控除		1	フリ ガナ						障害の 程度	級 度						
			氏 名													
		個人番号														
		2		フリ ガナ						障害の 程度	級 度					
氏 名																
		個人番号														
配偶者控除・配偶者特別控除・同生計配偶者		配 偶 者	フリ ガナ						生年月日	明・大・昭 平・令						
			氏 名													
		個人番号														
				個人番号												
個人番号																
扶養控除・特定親族特別控除		1	フリ ガナ						生年 月日	明・大・昭 平・令						
			氏 名													
		個人番号								同居・ 別居の 区 分						
		2		フリ ガナ						生年 月日	明・大・昭 平・令					
氏 名																
		個人番号														
3		フリ ガナ						生年 月日	明・大・昭 平・令							
		氏 名														
		個人番号														
4		フリ ガナ						生年 月日	明・大・昭 平・令							
		氏 名														
		個人番号														
当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。																
16歳未満の扶養親族(控除対象外)		1	フリ ガナ						生年 月日	明・大・昭 平・令						
			氏 名													
		個人番号								同居・ 別居の 区 分						
		2		フリ ガナ						生年 月日	明・大・昭 平・令					
氏 名																
		個人番号														
3		フリ ガナ						生年 月日	明・大・昭 平・令							
		氏 名														
		個人番号														
別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。																
雑損控除		損害の原因						損害年月日						損害を受けた資産の種類		
								・								
		損害金額						保険金などで補てんされる金額						差引損失額のうち災害関連支出の金額		
医療費控除		支払った医療費等						保険金などで補てんされる金額								
		円						円						円		

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

地方税法附則第4条の5(セルフメディケーション税制)の規定の適用を選択する場合

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

- 紙由から差引き(特別徴収)
- 自分で納付(普通徴収)

6 紙与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日 給	勤務 日数	月 収
1		円	円
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞 与 等			円
合 計			
法 人 番 号 又 は 所 在 地			
勤 务 先 名			
電 話 番 号			

○所得の内訳（源泉徴収税額） (8) 配当所得に関する事項 (9) 雑所得（公的年金等以外）に関する事項)を除く

所得の種類	種目	支払者の「名称」及び 「法人番号又は所在地」等	収入金額	源泉徴収税額
			円	円

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	専従者控除額	青色申告特別控除額
		円	円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・		
		・		

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	支払者の「名称」及び 「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円	円	円	イ
	長期					ロ
一時						ハ

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。
右のニの金額を表面の⑪の所得金額欄へ記入してください。

二 合計 $\lambda + [(\mu + \lambda) \times 1/2]$

11 事業者従者に関する事項

11 事業専従者に関する事項										13 事業税に関する事項													
1	フリガナ					統柄	生年 月日	明・大・昭 平・令				専従者給与 (控除)額		非課税所得など	所得金額		円						
	氏名							・				・			・		円						
	個人番号							従事月数				・			・		円						
2	フリガナ					統柄	生年 月日	明・大・昭 平・令				専従者給与 (控除)額			資産の種類		円						
	氏名							・				・			・		損失額、被災損失額(白)		円				
	個人番号							従事月数				・			・		損失額など		円				
3	フリガナ					統柄	生年 月日	明・大・昭 平・令				専従者給与 (控除)額			資産の種類		円						
	氏名							・				・			・		損失額など		円				
	個人番号							従事月数				・			・		損失額など		円				
所得税における青色申告の承認の有無										承認あり・承認なし				合計額		□ 他都道府県の事務所等							

12 別屋の挂養親族等に関する事項

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	
条例指定分	都道府県
	市区町村

15 所得金額調整控除に関する事項